



1.身体抑制

身体抑制は、患者の自由な行動を制限するものであり、憲法第 31 条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」という規定に反するものであるため、近年では患者の人権に配慮し、多くの施設で原則禁止されています。

しかし、患者の病態等によっては、抑制・拘束しなければ、

1.チューブ・ドレーン等を自己抜去するおそれがある 2.転倒・転落等のおそれがある

などの理由により患者自身の生命が危険にさらされる可能性のある場合には、やむを得ず抑制・拘束が検討されることもあります。

その際には、抑制・拘束が必要であるという明確な根拠と正当性が必要であり、たとえ明確な根拠と正当性が認められる場合でも、できる限り抑制・拘束をせずに済む方法を考えることが重要です。

当院で最も拘束の多い項目は4点柵で、ついで手袋となっています。

経年比較では、「1人あたりの平均抑制日数」「抑制割合」とも毎年減少しています。

10月より1病棟を回復期リハ病棟に転換し、より身体抑制の減少に取り組みました。

また 12月より拘束衣の変更に伴い、これまでのアセスメントの仕組みを見直したことにより、拘束衣の使用は大幅に減少しました。

